

# 南相馬市都市計画マスタープラン

## 【実現化の方途 案】

※写真等は、記載内容を補足するイメージ図であり、より分かりやすい資料の追加や新しいものに変更する場合があります。

# = 目 次 =

<b>1 市民協働の都市づくりの推進</b> .....	1
(1) 都市づくりに関する情報発信 .....	1
(2) 市民参加の促進 .....	1
(3) 都市づくり組織やリーダーの育成 .....	1
(4) 都市づくり活動に対する支援 .....	1
(5) 都市づくり提案制度の活用 .....	1
<b>2 効率的・効果的な都市づくりの推進</b> .....	2
(1) 選択と集中による事業の推進 .....	2
(2) 周辺市町村や国・県等との連携 .....	2
(3) 都市計画制度を活用した整備の推進 .....	2
(4) 都市計画マスタープランの見直し .....	2

# 1. 市民協働の都市づくりの推進

今後、少子高齢化や人口減少が進むことが予想されています。また、限られた財源のなかで効率的、効果的に都市づくりを進め、将来都市像を実現するためには、市民、事業者、行政が協働して取り組むことが重要です。

市民や事業者は、自らの行動が都市づくりに及ぼす効果や影響を常に意識し、お互いをパートナーとして尊重し合い、それぞれの立場や専門性を活かして協力することによって地域の抱える問題を解決することができます。

このため、市民は、地域や生活に密着した視点から、今できることを考え、率先して行動していくことが大切です。また、行政は効率的、効果的なまちづくりを進めるとともに、情報発信、市民参加の促進、組織や人材の育成及び活動に対する支援の仕組みづくり等を行い、市民協働によるまちづくりを推進します。

## (1) 都市づくりに関する情報発信

広報、ホームページ、パンフレット及びイベント等を通じて、都市全体や地域づくり情報を発信し、市民が都市づくりに関心を持ち、理解を深めます。

## (2) 市民参加の促進

市民が主体的、継続的に都市づくりに関わることができるように、都市づくりに関する事業や取り組みの企画、構想または計画段階から市民参加を進めます。

市民に身近な道路や公園の維持・管理、まちの美化活動、農地や森林の保全等への参加を誘導します。

## (3) 都市づくり組織やリーダーの育成

市民の主体的な都市づくりを促進するため、都市づくり組織やリーダーとなる人材を育成します。

また、都市づくりの専門家の派遣や出前講座等の開催や、都市づくり組織の活動等のための場所の提供等を行います。

## (4) 都市づくり活動に対する支援

市民、NPO等による主体的な都市づくり活動を支援します。また、新たな助成制度や都市づくり活動等に対する財政的な支援方策を検討します。

## (5) 都市計画提案制度の活用

都市計画提案制度に関する情報提供を行い、都市計画に対する主体的かつ積極的な参加を促進します。

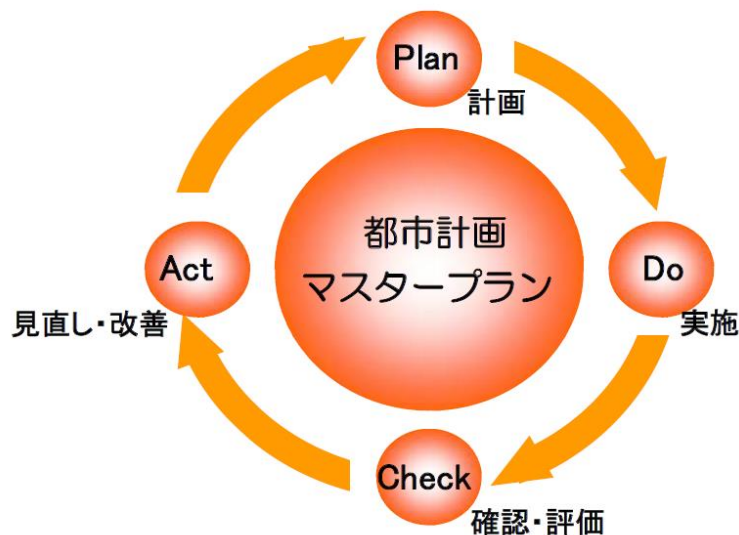
## 2. 効率的・効果的な都市づくりの推進

本都市計画マスタープランに基づき、効率的・効果的に都市づくりを進めるため、都市づくりの必要性や緊急性を背景とした「選択」と「集中」を進めます。また、周辺市町村や国・県等との連携、庁内関係各課との横断的な連携・調整を図るとともに、PDCAサイクルによる事業の進行管理を行います。

### (1) 選択と集中による事業の推進

限られた財源のなかで効率的、効果的な都市づくりを進めるため、事業の必要性、緊急性等を背景に、優先度の高いものから事業の推進を図ります。

また、事業実施に必要な財源を確保するため、国や県における各種補助事業制度等の活用を検討します。



### (2) 周辺市町村や国・県等との連携

効率的、効果的な都市づくりを進めるためには、周辺市町村や国・県等との連携・調整が不可欠なため、十分に連携・調整を図ります。

### (3) 都市計画制度を活用した整備の推進

都市計画マスタープランで示す都市計画の方針の実現は、限られた財源の中で効果が得られるように、計画の実現性や事業の優先性、緊急性、都市整備上の効果など総合的に判断して進めていく必要があります。

具体的には、国や県の各種事業と連携しつつ、都市施設の整備（都市計画道路、公園・緑地、下水道等）、用途地域等の都市計画制度を活用しながら整備の推進や必要な見直しを行いながら、効果的な都市づくりを推進します。（※次ページ参照）

1  
2

【主な都市計画制度等の活用方向】

分野	主な制度等	本計画での活用方向
土地利用	用途地域	● 良好な居住環境の整備、維持・保全や防災性の向上、事業活動の利便性の向上など、目標とする市街地像を実現するため、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。
	地区計画	● 市民とともに地区内の建物の用途や建て方、道路や公園等の配置などの必要なルールや取り組みを検討し、良好な都市環境を形成します。
	開発許可制度	● 無秩序な市街化の防止、必要な施設の整備等を誘導するため、適切な基準の運用を図ります。
都市施設	都市計画道路の整備	● 広域的な交通軸や生活軸となる道路の整備を進めます。また、社会経済情勢の変化による周辺条件の変化や地域ニーズなどを踏まえ、長期未着手となっている都市計画道路の見直しを進めます。
	都市計画公園の整備	● 豊かな自然を活かした緑の保全及び緑化を推進するとともに、既存施設の維持管理に努めます。
	公共下水道	● 下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により公共水域の水質の保全を図ります。 ● 人口減少等の社会情勢の変化を考慮し、整備区域を見直しを行いながら必要な整備を推進します。
都市景観成	都市景観	● 豊かな自然環境、歴史や文化などの本市固有の景観を活かし、良好な景観を保全・継承します。
	街なみ環境	● 住宅密集地や生活道路等の地区施設が未整備な地区において、住環境の整備改善を図ります。 ● 高齢者などの移動の円滑化を図り、誰もが安心・安全で豊かに暮らせる都市の実現に向けて、バリアフリー基本構想を策定し、バリアフリー化の実現に向けた取り組みを進めていきます。

3  
4

5 (4) 都市計画マスタープランの見直し

6 都市計画マスタープランは、概ね 20 年後の長期の都市づくりを見据えた計画であり、  
7 都市づくりの継続性が求められる一方で、変化し続ける都市活動を対象とする計画で  
8 もあるため、社会経済情勢の変化や総合計画の改定、関係法令の改正等に柔軟に対応  
9 し、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。